

## 5. 療養病床再編成の状況に関する情報提供のお願いについて

- 介護療養病床については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）に基づき、平成 23 年度末までに介護老人保健施設等へ転換することとしていました。しかし、転換が進んでいない実態を踏まえ、平成 23 年に成立した介護サービスの基盤強化のための健康保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）において、転換期限を平成 29 年度末までの 6 年間延長したところです。
  
- これまでも、平成 18 年 6 月 30 日付け事務連絡「療養病床の再編成に関する相談体制の確保等について」に基づき毎月の療養病床数の推移を情報提供いただいております。平成 24 年 4 月 27 日付け事務連絡「療養病床再編成の状況に係る厚生労働省への情報提供について」によって 3 ヶ月ごとの情報提供をお願いしてきたところですが、昨年 8 月 29 日に改めて「療養病床再編成の状況に関する厚生労働省への情報提供について」（厚生労働省医政局総務課長・保険局医療介護連携政策課長・老健局老人保健課長連名通知）において平成 26 年度の情報提供の期限を含むスケジュールをお示ししたところです。
  
- 本情報提供の趣旨をご理解いただくとともに、円滑な療養病床再編成を推進していくために引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

### <参考>

#### 情報提供の平成 27 年度スケジュール

第 1 回期限	7 月 27 日（実績：4 月～6 月分）
第 2 回期限	10 月 26 日（実績：7 月～9 月分）
第 3 回期限	1 月 25 日（実績：10 月～12 月分）
第 4 回期限	4 月 25 日（実績：1 月～3 月分）

写

医政総発0829第1号  
保連発0829第1号  
老老発0829第1号  
平成26年8月29日

医療法所管部（局）長  
各都道府県 医療保険所管部（局）長 殿  
介護保険所管部（局）長

厚生労働省医政局総務課長  
（公印省略）  
保険局医療介護連携政策課長  
（公印省略）  
老健局老人保健課長  
（公印省略）

#### 療養病床再編成の状況に関する厚生労働省への情報提供について

平素より介護保険行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

介護療養病床については、健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、平成23年度末までに老人保健施設等へ転換することとしていましたが、転換が進んでいない実態を踏まえ、平成23年に成立した介護保険法等の一部改正法において、転換期限を平成29年度末までの6年間延長したところです。

これまで、平成18年6月30日付け事務連絡「療養病床の再編成に関する相談体制の確保等について」に基づき毎月の療養病床数の推移を情報提供いただいております。平成24年4月27日付け事務連絡「療養病床再編成の状況に係る厚生労働省への情報提供について」によって3ヶ月ごとの情報提供をお願いしてきたところですが、各都道府県における療養病床数の推移等を正確に把握するため、今般改めて、本通知に基づき、療養病床再編成の状況に係る情報提供について依頼しますので、よろしくお取り計らい願います。

#### 記

##### 1. 方法

下記の宛先に、所定の様式によりメールで送付してください。なお、当該医療機関の療養病床数の推移のみならず、一般病床と精神病床の病床数についてもあわせて情報提供をお願いいたします。

## 2. 期限

第1回期限：平成26年 7月25日（実績：4月・5月・6月分）

※第1回の期日は既に過ぎておりますが、未提出の都道府県におかれましては、ご提出をお願いいたします。

第2回期限：平成26年10月27日（実績：7月・8月・9月分）

第3回期限：平成27年 1月26日（実績：10月・11月・12月分）

第4回期限：平成27年 4月27日（実績：1月・2月・3月分）

なお、平成27年度以降も、上記と同様に3ヶ月ごとの情報提供をお願いいたします。

## 3. その他

提供された情報は、個別の医療機関名や施設名が特定できない形で、社会保障審議会介護給付費分科会等の議論に資するべく用いる予定であることを申し添えます。

<療養病床再編成の状況に関する連絡先>

厚生労働省老健局老人保健課 療養病床転換係：米倉、山田

本件情報提供専用e-mail: kaigo-tenkan@mhlw.go.jp

Tel: 03-3595-2490

Fax: 03-3595-4010

※情報提供に用いる様式は従前の通りですが、本通知の発出にあわせ、改めて担当者より各都道府県宛てにメールで送付します。